

未就学児を持つ保育士に対する

保育料の一部貸付のご案内

保育士資格を持っていて、新たに就職する方や産後休暇又は育児休業から復帰する方に貸付けを行う制度です。

宮崎県内で2年間保育士として従事すると返還が免除されます。



貸付対象

保育所等に新たに勤務する方や産後休暇又は育児休業から復帰する方

※週20時間以上の勤務を要します。

貸付額

未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限

貸付期間

保育所等に勤務する1年間を限度

※勤務を開始した日から起算

返 還

宮崎県内で2年間児童の保護等の業務に従事しなかった場合は返還義務が発生します。

申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月12日(金)必着

※令和9年2月13日(土)以降の申請は、令和9年4月以降の送金となります。

- ・予算の関係上、貸付けを希望する全員が貸付けを受けられるものではありません。
- ・申請書類は、各市町村児童福祉担当課まで郵送または持参してください。
- ・貸付の内容や条件等の詳細は、以下の県社協ホームページをご覧ください。



①宮崎県社会福祉協議会 → ②目的別に探す → ③貸付を希望される方 → ④保育士修学資金貸付等事業

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室

【住 所】 〒880-8515

宮崎県宮崎市原町2-22

☎ 0985-61-2424

【受付時間】 8:30～17:15 (土日祝除く)